
プロジェクト	その他
項目	公開草案「IFRS 財団 デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」に対するコメントの検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 財団が 2019 年 4 月に公表した公開草案「IFRS 財団 デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」（以下「本公開草案」という。）の概要を説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）は、IASB と IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）に適用されるデュー・プロセスの原則を示している。IFRS 財団のデュー・プロセス監督委員会（以下「DPOC」という。）は、デュー・プロセスへの準拠の状況を監視する責任を負う。
3. DPOC は、ハンドブックが IASB と IFRS-IC の活動に照らして、目的に合致し最善の実務を反映しているかを確認するためにハンドブックのレビューを実施した。
4. 本公開草案のコメント期限は 2019 年 7 月 29 日である。DPOC は、本公開草案での修正案について 4 つの質問に対する意見を求めている。

III. 質問の概要

質問 1：影響分析—新基準又は修正基準から生じ得る影響の評価

5. 影響分析は、IASB が基準の開発段階において実施する、新基準／修正基準から生じ得る影響の評価プロセスである。DPOC は、「影響分析」のセクションについて、次の修正案に同意できるかを質問している。
 - (1) 基準設定プロセス全体における影響評価及び報告方法を明確化すること
 - (2) 影響分析は、財務諸表がどのように変化するかの評価・報告であることを強調すること
 - (3) 影響分析には、財務報告の透明性の増大が金融の安定に与える影響の評価を含

む旨を記載すること

- (4) 影響評価プロセスと影響分析報告書が異なることを明確化すること

質問 2：アジェンダ決定

6. 現行のハンドブックでは、アジェンダ決定は、「IFRS としての強制力を有するものではなく、したがって強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである」（ハンドブック 5.22 項）とのみ説明されている。DPOC は、アジェンダ決定に関するデュー・プロセスの適切性を確認した上で、アジェンダ決定に関する次の修正案に同意できるかを質問している。

- (1) アジェンダ決定の役割と位置付けを明確化すること。

アジェンダ決定に説明的資料を含める目的は、IFRS 適用の首尾一貫性を改善することである。また、説明的資料は、アジェンダ決定で記述される取引／事実パターンにおける IFRS の諸原則及び要求事項の適用方法を説明するものであり、説明的資料により新しい情報が提供されるが、IFRS としての強制力を有するものではなく、IFRS の要求事項を追加又は変更するものではない。

- (2) IASB もアジェンダ決定を公表できるようにすること。

IASB がアジェンダ決定を公表できれば、基準の公表後ではあるが基準の発効／適用前の期間に生じた適用上の疑問や、移行リソース・グループとの議論を通じて把握した適用上の疑問に IASB が効果的に対応できる可能性がある。

- (3) アジェンダ決定による会計方針の変更について、企業が十分な時間を与えられるべきである旨をハンドブックに反映すること。

アジェンダ決定における説明的資料が新しい情報を提供し、会計方針の変更が必要となる可能性がある。アジェンダ決定に発効日がないため、アジェンダ決定の役割に関して権威ある説明を提供しているハンドブックにおいて、アジェンダ決定による会計方針の変更の時期に対処する。

質問 3 及び 4：その他の事項及び IFRS 財団「定款」の結果的修正

7. DPOC は、その他の事項について次を含む修正案に同意できるかを質問している。

- (1) 教育的資料を 3 つに分類し、分類ごとのレビュー・レベルを特定すること。ここでは、特定の取引／他の状況における基準の要求事項の適用方法を説明／例示する資料が教育的資料に含まれることが提案されている。

- (2) IASBによる作業計画へのプロジェクトの追加に関して、過去の検討の有無に応じて協議の要否を決定するよう協議手続を合理化すること。
- (3) IFRS タクソノミのデュー・プロセスにおける DPOC の監視役割の明確化
- (4) 現行の IFRS 諮問会議の役割に合わせて、IFRS 諮問会議の定義を変更すること。
また、その結果として、IFRS 財団「定款」を修正すること。

IV. 当委員会事務局による分析及び対応（案）

- 8. ASBJ 事務局は、基準の首尾一貫性のある適用の改善は、強制力のあるガイダンスである IFRS 基準又は IFRS 解釈指針の公表を通じて達成されるべきであり、強制力のないアジェンダ決定の説明的資料に「有用で情報価値があり説得力があるもの」という曖昧な位置づけを行った上で、強制力のあるガイダンスの代替として公表することが、様々な弊害を生じさせていると考えている。
- 9. IASB が公表するガイダンスは IFRS 基準の一部となる外観を与える可能性があり、法域ごとにアジェンダ決定の取扱いが異なっていると理解している。アジェンダ決定に発効日がないことから会計方針の変更に関する論点も識別されている。また、IFRS 解釈指針の公表に代えて、アジェンダ決定を公表することにより、IASB 及び IFRS-IC が実質的にデュー・プロセスを緩めていると解釈され得ることも懸念される。
- 10. アジェンダ決定の位置づけの曖昧さから生じる問題及びアジェンダ決定の位置づけの再検討の必要性については、公開草案「会計方針の変更」（IAS 第 8 号の修正案）（「審議事項(1)-1 参考資料」参照）に対するコメントとして、2018 年 7 月に ASBJ の見解を IASB に提供しているが、本公開草案においてもその曖昧な位置づけの見直しは行われていない。
- 11. よって、ASBJ 事務局は、第 29 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2019 年 6 月 28 日開催）で聞かれた意見も踏まえ、強制力のないアジェンダ決定の公表に賛成しない旨、その根拠、及び解決策の提示に焦点をおいてコメントを行ってはどうかと考えている（「審議事項(1)-2」参照）。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の概要、ASBJ 事務局の分析及び対応（案）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

(別紙1)

本公開草案の提案内容（詳細）

質問1：影響分析—新基準又は修正基準から生じ得る影響の分析

1. 影響分析は、IASB が基準の開発段階において実施する、新基準又は修正基準から生じる可能性の高い影響の分析プロセスである。DPOC は、「影響分析」のセクションについて、次の変更を提案している。
 - (1) 基準設定プロセスを通じての影響評価プロセス（例えば、リサーチ・フェーズにおける影響評価プロセス又は基準設定フェーズにおける影響評価プロセス）について明記する。
 - (2) 影響分析の焦点が新たな要求事項の導入により財務諸表がどのように変化するかを分析・報告することである点を強調することにより、影響分析の範囲を説明する。当該変化が、財務諸表の質を改善させるのかどうかや、当該変化がコストとの比較で正当化されるかどうかを考慮する。
 - (3) 高品質で透明性があり比較可能な財務情報の提供が、国際経済の金融の安定を増進することを踏まえ、IASB は、該当ある場合には、財務報告の透明性の増大が金融の安定にどのように影響を与える可能性が高いのかを影響分析において評価すべきである点をハンドブックに反映する。
 - (4) 基準設定プロセスを通じての影響評価（例えば、リサーチ・フェーズにおける影響評価又は基準設定フェーズにおける影響評価）の報告方法を説明する。
 - (5) 基準設定プロセスのすべての開発段階において実施される影響評価プロセスと新基準又は修正基準の公表に伴い公表される影響分析報告書の違いを明確化する。

質問2：アジェンダ決定

2. DPOC は、アジェンダ決定に関して次の修正を提案している。
 - (1) アジェンダ決定に含まれる説明的資料の目的と性質をより適切に説明する（アジェンダ決定の役割と位置付け）。
 - (2) IASB にもアジェンダ決定を公表する能力を付与する（IASB によるアジェンダ決定の公表）。

- (3) アジェンダ決定による会計方針の変更について、企業が十分な時間を与えられるべきである旨をハンドブックに反映する（アジェンダ決定の適用時期）。

(アジェンダ決定の役割と位置付け)

3. 現行のハンドブックは、アジェンダ決定を、IFRS-IC が IFRS の適用に関して要望書の提出者から質問された論点に対応するためのデュー・プロセスのツールとして規定している。IFRS-IC は、質問された各論点について公開会議により基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを決定する。基準設定アジェンダに追加されない場合、アジェンダ決定が公表される。アジェンダ決定は、「IFRS としての強制力を有するものではなく、したがって強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである」（ハンドブック 5.22 項）と現行のハンドブックで説明されている。
4. DPOC は、アジェンダ決定に関するデュー・プロセスの適切性を確認したが、現行のハンドブックがアジェンダ決定とアジェンダ決定に含まれる説明的資料に関して限定的な情報のみを提供していることから、次の修正を提案している。
- (1) アジェンダ決定に説明的資料を含める目的の明確化 - すなわち、IFRS 適用の首尾一貫性の向上
- (2) アジェンダ決定における説明的資料の性質の明確化
- ① 説明的資料は、アジェンダ決定で記述されている取引又は事実パターンにおいて適用される IFRS の諸原則及び要求事項の適用方法を説明すること。
- ② 説明的資料により新しい情報が提供されるが、IFRS としての強制力を有するものではなく、IFRS の要求事項を追加又は変更するものではないこと。

(IASB によるアジェンダ決定の公表)

5. アジェンダ決定は、現在のところ IFRS-IC のみが利用可能なデュー・プロセスのツールである。DPOC は、IASB もアジェンダ決定を公表できるようにハンドブックを修正することを提案している。
6. これは、IASB がアジェンダ決定を公表できれば、あるプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定した場合であっても、適用される IFRS の諸原則及び要求事項の特定の取引又は事実パターンにおける適用方法を説明する資料を公表することによって、基準の適用の首尾一貫性が改善することができるためである。
7. 例えば、場合によっては、IASB が適用上の疑問を検討するのが、基準の公表後ではあるが基準の発効又は適用前の期間であり実務が進展する前に生じる可能性がある

る。IASB が一般的に、こうした状況で適用上の疑問に対応するのに最も適した立場にある。

8. また、移行リソース・グループとの議論を通じて適用上の疑問に気付く場合がある。その場合、IASB は基準設定でその疑問に対処する必要があるかどうかを検討することになる。IASB が基準設定の必要はないと結論を下す場合、現時点では、基準における諸原則及び要求事項を適用する方法を説明する資料を公表する正式の仕組みはない。
9. IASB は、現在は、基準の要求事項の適用に関する有用な情報を広めるためにウェブキャストなどの仕組みを使用することが必要となる。これらの仕組みでは、IASB は協議を行うことはできないが、審議会によるアジェンダ決定であれば協議ができることになる。
10. また、アジェンダ決定に含まれる内容は、現行の仕組みよりも、利害関係者に幅広く行き渡り、容易に検索でき、永続性が高くなる。
11. DPOC は、IFRS-IC が公表するアジェンダ決定に現在適用されているデュー・プロセスを、IASB が公表するアジェンダ決定にも適用することを提案している。
12. 本提案では、関係者が適用上の質問を提出するのは IFRS-IC に対してであり、IASB に対してではないため、IASB がアジェンダ決定を公表することが稀であると見込んでいる点を記載している。

(アジェンダ決定の適用時期)

13. アジェンダ決定における説明的資料が新しい情報を提供し、会計方針の変更が必要となる可能性がある。アジェンダ決定には基準のような発効日はないので、公表時に直ちに発効していると見られる可能性がある。
14. IASB は、2018 年にアジェンダ決定の適用時期に関して基準設定を行うべきかどうかを検討した。IASB は、アジェンダ決定には強制力がなく、それにより生じる会計方針の変更は IFRS によって要求される変更ではないため、この問題を扱うための明確な方法はないと結論付けた。しかし、IASB は、アジェンダ決定により会計上の変更を行うべきかどうかの判断とそうした変更の適用の両方を行うための十分な時間が企業に与えられるべきであると述べた。
15. ハンドブックは、アジェンダ決定の役割に関して権威ある説明を提供していることを踏まえ、DPOC は、アジェンダ決定から生じる会計方針の変更の適用について、十分な時間が企業に与えられるべきである点についてハンドブックに織り込むことを提案している。

質問3：その他の事項

16. DPOC は、その他の事項について次の修正を提案している。

(1) 教育的資料を次の3つのカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに要求されるレビューのレベルを特定する修正。

- ① IFRS の要求事項のハイレベルの要約（新基準についての紹介的なウェブキャストなど）
- ② IFRS の要求事項を説明した、より詳細な資料（基準の特定の側面に関するウェブキャストなど）
- ③ IFRS の要求事項が特定の取引又は状況にどのように適用される可能性があるのかを説明又は例示する資料（要求事項が特定の事実パターンにどのように適用される可能性があるのかを示す新たな設例など）

なお、現行のハンドブックは、教育的資料のデュー・プロセス・レビューに関する要求事項を示しているが、最近の資料（例えば、ウェブセミナー）については扱っていない。

(2) IASB がプロジェクトを作業計画に追加する前に実施すべき協議の合理化。修正により、プロジェクトが直近のアジェンダ協議で検討されていない場合、プロジェクトの作業計画追加前には、リサーチ・プロジェクトを含めてすべてのプロジェクトについて協議が要求される。他方、当該プロジェクトが直近のアジェンダ協議で検討されている場合、リサーチ・プロジェクトを基準設定プロジェクトに移す際には協議が要求されなくなる¹。

(3) IFRS タクソノミのデュー・プロセスにおける DPOC の監視役割の明確化

(4) 次を含むその他の修正

- ① IFRS 諮問会議（以下「諮問会議」という。）の役割の修正—ASAF の設置以降、諮問会議は技術的な諮問機関としては活用されておらず、IASB 及び IFRS 財団の評議員会に戦略的事項に関する助言を行っている。この諮問会議の役割の変化により、IFRS 財団「定款」の結果的修正も提案されている

¹ 現行の取扱いでは、直近のアジェンダ協議での対象かどうかにかかわらず、リサーチ・プロジェクトの追加については協議が要求されない一方、すべての基準設定プロジェクトへの追加（リサーチ・プロジェクトから移す場合も含む）について協議が要求されている。

(「質問 4」ご参照)。

- ② IFRS 財団ウェブサイトの役割の明確化
- ③ ディスカッション・ペーパー—ディスカッション・ペーパーが結論の根拠や反対意見を含んでいないと述べていた一文の削除

質問 4 : IFRS 財団「定款」の結果的修正

17. IFRS 財団の評議員会は、諮問会議の役割に関するハンドブックの修正案の結果として、IFRS 財団「定款」を修正することを提案している。

以 上

(別紙 2)

「デュー・プロセス・ハンドブック」修正案 (抜粋)

(削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。)

影響分析に関する修正案

説明責任

影響分析

3.733.76 審議会は、新たな要求事項の導入で生じる可能性が高いコスト及びそれぞれの新 IFRS 基準に関連して生じる可能性が高い継続的なコストと便益（このコストと便益を総称して影響と呼ぶ）を評価し、それに関する情報を共有見解を説明する責務がある。審議会は、新基準又は改訂修正基準に関する提案の生じる可能性が高い影響に関する理解を、提案の正式な公開並びにフィールドワーク、分析及びアウトリーチを通じての関連する当事者との協議を通じて得る。生じる可能性が高い影響は、次により評価する。

(a) 審議会の財務報告の透明性の目的に照らして

(b) 既存の財務報告の要求事項と比較して

3.743.77 審議会は、新基準又は修正基準の開発期間全体を通じて、生じる可能性が高い影響を評価する。特に、生じる可能性が高い影響に関する審議会の見解は、審議会が承認し、それぞれの公開草案及び基準とともに公表する結論の根拠の一部として、又はそれとともに、提示する。生じる可能性が高い影響の評価のプロセスは、財務報告の要求事項の開発にとって本質的なものである。したがって、審議会は、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発の全体を通じて、生じる可能性が高い影響を評価する。その評価は新基準又は修正基準の開発プロセスの段階に合わせて行う。例えば、リサーチ・フェーズでは、審議会は、対処しようとしている財務報告の欠陥の性質を評価することに焦点を当て、問題点の明確化を図り、考え得る解決策を提案する。この際、新しい財務報告の要求事項の開発により生じる可能性が高い便益に特に焦点を当てる。基準設定フェーズでは、審議会は新基準又は修正基準のための具体的な提案を開発する。したがって、審議会は当該提案の導入による潜在的なコストと便益の評価、及び代替案の評価に焦点を当てる。審議会は、分析のレベルを財務報告の変更案の性質に合わせる。

3.78 審議会が PIR を実施する際には、財務報告の変更の影響を、審議会が新しい要求事

項を公表した時に識別した影響との比較によって理解する機会がある。

3.753.79 生じる可能性が高い影響に関する判断を形成する際に、IASB は次のような論点を検討する。生じる可能性が高い影響を評価するにあたり、審議会は次のことの評価に焦点を当てる。財務諸表が新しい財務報告要求事項によってどのように変化する可能性が高いか、その変化は財務諸表の質を改善することになるのか、及びその変化は正当化できるものか、である。審議会は次のような事項を考慮する。

- (a) 提案している変更が、IFRS 基準を適用する企業の財務諸表で活動が報告される方法における活動の報告にどのように影響を与える可能性が高いか
- (b) 当該変更案が、個々の企業の異なる報告期間どうし及び特定の報告期間における異なる企業どうしの財務情報の比較可能性をどのように改善する影響を与える可能性が高いか
- (c) 当該変更案が、財務諸表利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価する能力をどのように改善する影響を与える可能性が高いか
- (d) 財務報告の改善変更案が、どのように、より適切な経済的意思決定を生じるのにどのように影響を与える可能性が高いか
- (e) 作成者の遵守コストに生じる可能性が高い影響（適用開始時の影響と継続的な影響の両方）
- (f) 財務諸表利用者にとっての分析に生じる可能性が高いコスト（データの抽出、データの測定方法の識別、例えば評価モデルに含める目的のためのデータの調整を含む）に対して生じる可能性が高い影響が、どのように影響を受けるか。審議会は、情報が利用可能でない場合に財務諸表利用者に生じるコストと、利用者が代替的情報を作成するために負うコストとの比較で作成者が情報を作成する場合の比較優位を、考慮に入れるべきである。

3.763.80 IFRS 基準は、個々の企業に関して高品質で透明性があり比較可能な財務情報を提供し、これは国際経済の金融の安定を増進する可能性がある。審議会は、該当がある場合には、新しい財務報告の要求事項の影響を評価する際に、金融の安定への影響を考慮する。新しい財務報告の要求事項の考え得るより幅広い経済的帰結を定量的に評価することは一般的には不可能であるが、審議会は、該当がある場合には、具体的な経済的影響を評価することがある。審議会は、新基準又は修正基準の全体的な影響について正式の定量的評価を行うことを要求されない。当初の及び継続的なコストと便益は、異なる関係者に異なる方法で影響を与える可能性が高い。

この分析は、基準の全体的な影響の正式な定量的評価を含めることを予定していない。当初の及び継続的なコストと便益は、異なる当事者に異なる形で影響を与える可能性が高い。分析のレベルは、提案している変更の種類に合わせて調整し、新基準及び大規模修正については、より多くの分析を行う。

影響の報告

- 3.81 審議会は、生じる可能性が高い影響についての見解を、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発の各段階で説明する。分析のレベルと様式は、状況に合わせて、財務報告の変更の性質と開発の段階を反映する。例えば、リサーチ・フェーズでは、対処しようとしている認識された財務報告の欠陥と、考えられる解決策は、ディスカッション・ペーパーの不可欠の一部である。基準設定フェーズでは、審議会は、財務報告の要求事項の特定の変更を提案する理由（収集した証拠及び実施したアウトリーチへの言及を含む）を公開草案の結論の根拠において説明する。主要な基準が公表される際に、審議会は、生じる可能性が高い影響及び審議会がどのように評価を行ったのかを要約した独立の影響分析報告書を公表する。この報告書は、審議会が書面投票を行う基準に付属する文書の一部として含まれる。他の新しい要求事項について、審議会は、新しい要求事項に付属する結論の根拠の一部として、自らの見解を提示する。

アジェンダ決定及び教育的資料に関する修正案

8. 首尾一貫した適用の支援

- 8.1 このセクションに記載している内容は、IFRS 基準の地位を有するものではなく、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。しかし、その内容の目的は、基準の適用の首尾一貫性を改善することである。

アジェンダ決定**解釈指針委員会によるアジェンダ決定**

- 8.2 解釈指針委員会が、提出された質問に対処するためのプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定する場合（5.16 項参照）には、その理由を IFRIC Update における暫定的なアジェンダ決定及び IFRS 財団ウェブサイトにおいて説明する。解釈指針委員会は、暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを、最低 60 日のコメント期間にわたり募集する。それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は次のいずれかを行う。
- (a) 決定を確認してアジェンダ決定を公表する。
- (b) プロジェクトを基準設定アジェンダに追加する。
- (c) 当該事項を審議会に照会する。審議会は、解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定を批准することを求められない。
- 8.3 解釈指針委員会がプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定した理由を説明することに加えて、多くの場合、アジェンダ決定には説明的資料が含まれる。そうした説明的資料の目的は、IFRS 基準の適用の首尾一貫性を改善することである。アジェンダ決定には、通常、解釈指針委員会がプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しなかった理由が、基準における諸原則及び要求事項が企業が適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供していることである場合には、説明的資料が含まれる。説明的資料は、暫定的なアジェンダ決定の一部としてコメントの対象となる。
- 8.4 説明的資料は、IFRS 基準において適用すべき諸原則及び要求事項が、アジェンダ決定に記述された取引又は事実パターンにどのよう

に適用されるのかを説明する。そのような説明を提供することによって、追加的な情報が提供される。アジェンダ決定（それに含まれる説明的資料を含む）は基準の地位を有さず、したがって、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。しかし、そうした説明的資料は、有用で、情報価値があり、説得力があるものと見るべきである。

- 8.5 アジェンダ決定の公表のプロセスは、それがなければ利用可能でなく入手することが合理的に見込めなかった新しい情報を提供する説明的資料をもたらすことが多い。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。当該決定を行い、変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は新しい情報を入手したり、変更を導入するためにシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）が企業に与えられることを見込んでいる。

審議会によるアジェンダ決定

- 8.6 IFRS 基準の首尾一貫した適用を支援するにあたり、審議会が、説明的資料を含んだアジェンダ決定を公表する場合がある。これを行うのは、あるプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定したが、それでも、基準における適用のある諸原則及び要求事項が特定の取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明する資料を提供することによって、基準の適用の首尾一貫性が改善されると結論を下す場合である。審議会によるアジェンダ決定の公表は、解釈指針委員会によるアジェンダ決定の公表について 8.2 項から 8.5 項に記述したプロセスに従う。審議会によるアジェンダ決定は、解釈指針委員会アジェンダ決定と同じデュー・プロセス上の地位を有する。
- 8.7 審議会がアジェンダ決定を公表する場合があるが、利害関係者が適用上の疑問を提出するのは解釈指針委員会に対してであり、審議会に対してではない。したがって、審議会がアジェンダ決定を公表する頻度は高くないものと見込まれる。

教育イニシアティブ教育的資料

- 8.8 IFRS 財団は、IFRS 基準に関連した教育的資料を自らのウェブサイトで作成公表することがある。これには、ウェブキャスト、記事、会議のための発表資料、経営幹部のための手引き、及び「IFRS for

SMEs」研修資料、IFRS 基準に付随するがその一部を構成しない教育的資料などがある。教育的資料は基準の地位を有さず、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。

- 8.9 教育的資料の作成は、公開の会議では行われず、IFRS 基準の開発について行われる公開の吟味の対象とならない。しかし、教育的資料は品質保証プロセスの対象となり、これには、基準の要求事項を追加又は変更しないこと及び基準とは明確に区別されることを確保することが含まれる。

~~IFRS 財団の教育イニシアティブのスタッフは、審議会のテクニカル・スタッフの一部であり、テクニカル活動のシニア・ディレクターに報告を行う。審議会とテクニカル・スタッフは、教育的資料がIFRS 基準と混同されたり強制的なものと解釈されたりしないようにする責任がある。したがって、IASB は教育イニシアティブが公表物のそれぞれに適した品質保証プロセスを有しているかどうかを確保することに関心がある。~~

- 8.10 上記8.8 項の保証を達成するため、教育イニシアティブが作成する教育的資料は、少なくとも次のようなレベルの内部レビューの対象とする。

- (a) IFRS 基準の要求事項のハイレベルの要約（新基準についての紹介的なウェブキャストなど）は、1名の審議会メンバーがレビューする。

~~ハイレベルの要約（経営幹部向けの要旨やパワーポイント資料など）は、適切なテクニカル・スタッフと編集チームのメンバーがレビューする。~~

- (b) 基準の要求事項を説明する、より詳細な資料（基準の特定の側面に関するウェブキャストなど）は、2名の審議会メンバーがレビューする。

~~研修用資料（「概念フレームワーク」に基づく研修に使用される資料など）は、審議会メンバー又は学者などの適切な外部の専門家のレビューも受ける。しかし、さらに詳細な研修用資料（包括的な「IFRS for SMEs」研修資料など）は、少なくとも2名のIFRS 専門家がレビューし、うち1名は審議会メンバーでなければならない。~~

- (c) 基準の要求事項が特定の取引又は他の状況にどのように適用される可能性があるのかを説明又は例示する資料（要求事項が特定の事実パター

んにどのように適用される可能性があるのかを示す新たな設例などは、3名の審議会メンバーがレビューする。

IFRS 基準に付属する教育用資料は、少なくとも3名の審議会メンバーがレビューしなければならない。

教育イニシアティブは、定期的に DPOC に報告を行い、作成している資料及びそれぞれの場合において実施を予定しているレビューのレベルを明確にする。DPOC は IFRS 財団が公表した教育的資料についての定期的な報告書を受け取る。この報告書は、資料の性質及び実施したレビューのレベルを識別し、所要のレベルのレビューが実施されたのかどうかについての IFRS 財団スタッフの結論を記述する。

5.20 項及び 5.21 項は削除しているのではなく、7.6 項及び 7.7 項に移動している。

導入及び維持管理

事項の識別

- 5.13 審議会と解釈指針委員会は、IFRS 基準の首尾一貫した適用の支援において共同で作業する。とりわけ、基準の狭い範囲の修正の公表、IFRIC 解釈指針の公表及び適用上の疑問に対処するアジェンダ決定の公表によって、それを行う。審議会と解釈指針委員会は、基準の原則ベースの性格の維持と、生じてくる適用上の疑問に対応した要求事項の追加又は変更との間のバランスを達成することを図る。
- 5.14 審議会及び解釈指針委員会は、IFRS 基準の維持管理の責任を負っている。論点に含まれる可能性があるものとして、特定の取引の会計処理について生じている多様な実務、特定の状況の会計処理の適切性に疑問があるケース、投資者が具体性の乏しい開示要求について示している懸念などの識別がある。
- 5.14 数名の審議会メンバーが解釈指針委員会の各回の会議に出席し、解釈指針委員会の各回の会議の報告書が審議会に公開の会議で提示される。
- 5.15 利害関係者は、審議会又は解釈指針委員会がその事項に対処することが重要と考える場合には、解釈指針委員会に適用上の疑問を提出することが推奨される。解釈指針委員会は、多くの場合、提出された質問を各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与している地域団体と協議する。
- 5.15 解釈指針委員会の目的は、IFRS 基準の適用を解釈し、IFRS 基準において具体

的に扱われていない財務報告上の論点に関する適時な指針を提供するほか、審議会の要請により他の職務を行うことである。審議会と解釈指針委員会は、解釈指針委員会が果たすべき役割について共通の見解を有している。両者とも、解釈指針委員会を、IFRS 基準を適用する人々の適用ニーズに対応するガイダンスを提供するため審議会と協力して作業するものと見ている。また両者とも、IFRS 基準の原則ベースのアプローチと、有用で実務的であることを確保するのに十分な詳細なガイダンスの提供とのバランスを取ることを重要と考えている。

5.16 解釈指針委員会は、下記のすべての要件が満たされる場合には、プロジェクトを基準設定アジェンダに追加する。

- (a) 当該事項は広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれる。
- (b) 財務報告を改善するために、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更することが必要である。すなわち、基準における諸原則及び要求事項が、企業が適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。
- (c) 当該事項が既存の基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
- (d) 当該事項の範囲が、解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、解釈指針委員会及び利害関係者が基準を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはない。

5.16 財務報告に関心を有するすべての関係者は、審議会又は解釈指針委員会が当該事項に対処することが重要と考えられる場合には、5.14項に示したような論点を解釈指針委員会に照会することが奨励されている。解釈指針委員会は、通常、照会された論点について、各国の会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体に意見を求める。解釈指針委員会は、次のような論点に対処すべきである。

- (a) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される。
- (b) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善される。
- (c) 既存の IFRS 基準及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で

~~効率的に解決できる。~~

- 5.17 ~~論点は、解釈指針委員会が効率的な方法で対処できる十分な狭さであるべきであるが、解釈指針委員会及び関心のある関係者にとって IFRS 基準の変更を行う場合に必要となるデュール・プロセスの実施が費用に見合う効果がないほど狭いものとするべきではない。~~
- 5.17 解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定する。
- 5.18 ~~解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定できる。~~
- 5.18 解釈指針委員会が、審議会が IFRS 基準の要求事項を追加又は変更すべきであると結論を下す場合には、当該事項を審議会に照会する。解釈指針委員会が、IFRIC 解釈指針が必要であると結論を下す場合には、セクション7に示すプロセスに従う。審議会は、6.4項から6.15項に示すプロセスに従い、基準の狭い範囲の修正（これには年次改善が含まれる）を行うことを決定することもできる。審議会は、そうした狭い範囲の修正を開発するにあたり、解釈指針委員会の適用上の専門知識に依拠して、解釈指針委員会の支援を求める場合がある。
- 5.19 解釈指針委員会が、提出された質問に対処するためにプロジェクトを基準設定アジェンダに追加することはしないと決定する場合には、その理由をアジェンダ決定の中で説明する（8.2項から8.5項）。
- 5.19 ~~解釈指針委員会が、基準又は「概念フレームワーク」の修正又は追加的な基準の開発を行うべきだと考える場合には、こうした結論を審議会に照会する。審議会は、範囲の狭い軽微な事項を解釈指針委員会を関与させずに扱うと決定することもできる。軽微又は範囲の狭い基準修正の場合には、審議会は6.4項から6.9項に詳述するプロセスに沿って公開草案を開発することを検討する。他の場合には、審議会は、解釈指針委員会の基準適用の経験に依拠して、基準の修正の開発に解釈指針委員会の協力を求めることもできる。これに該当するのは、例えば、年次改善プロセスの場合であり、そこでは審議会は、6.10項から6.15項に示すような年次改善の公開のためのプロセスに従う際に、解釈指針委員会の協力を求める。解釈指針委員会が解釈指針が必要と考える場合には、セクション7のプロセスに従う。解釈指針は、一般の適用に向けて設計するものであり、特定の企業に固有の事項を解決するために公表するものではない。~~
- 5.20 解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則主義のアプローチ

手を適用する。関連する IFRS 基準で定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、提案するガイダンスが IFRS 基準と矛盾しない旨を判断する。したがって、解釈ガイダンスを提供する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出そうとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。

5.21 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有すべきである。したがって、解釈指針委員会は、通常、トピックが完成の迫った基準で扱われている場合には、解釈指針を開発しない。しかしこれは、短期の改善が正当化できる場合に、解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。

5.22 解釈指針委員会がある項目を作業計画に加えることを予定しない場合には、これを IFRIC Update 及び IFRS ウェブサイトで暫定的却下通知として公表し、当該事項に関するコメントを求める。却下通知の提案のコメント期間は、通常は最低60日である。それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は、その決定を確認して却下通知を公表するか、当該論点を作業計画に加えるか、あるいは当該事項を審議会に照会する。却下通知は IFRS 基準としての強制力を有するものではなく、したがって強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである。審議会は却下通知の批准を求められない。

その他の修正案

審議会の作業計画に関する修正案

- 4.6 5年ごとの協議が審議会の作業計画の決定の主要な手段であるが、審議会は、変化する状況に対応して、協議の合間においてプロジェクトを作業計画に追加したり優先順位を変更したりすることができる。しかし、過去の協議で考慮されていなかった主要なプロジェクトを作業計画に追加する前に、審議会はその潜在的なプロジェクトについて諮問会議及びASAFと協議する。作業計画に追加すべき潜在的なプロジェクトについての審議会の議論は、審議会の公開の会議で行われる。
- 5.6 審議会の潜在的プロジェクトの議論及び新しいプロジェクトの採用の決定は、公開の審議会の会議で行う。~~このような決定に至る前に、審議会は、諮問会議、ASAF及び会計基準設定主体と、アジェンダ項目の提案に関して協議する。審議会によるアジェンダ項目基準設定プロジェクトの作業計画への追加の承認は、優先順位に関する決定とともに、審議会の会議での単純多数決で行われる。~~

以上